

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第8号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年総社市規則第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率） 第15条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 （1）略 （2）再任用職員 <u>100分の37.5以下</u></p>	<p>（勤勉手当の成績率） 第15条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 （1）略 （2）再任用職員 <u>100分の35以下</u></p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。